

第 11 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 7 年 2 月 10 日（月） 13:30～15:20
2. 開催場所：日本電気協会 A 会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
 - 松木〔藤本委員代理：電気事業連合会〕
 - 奥田〔電気保安協会全国連絡会〕
 - 會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 中嶋〔(一社) 日本電機工業会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 熊田〔東京大学〕、首藤〔(株) 社会安全研究所〕
 - 【オブザーバー】 横山〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林、永野、廣瀬〔(一社) 日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 資料番号に下線が付いているものは、著作権の関係から資料を配付せずに画面投影のみとした。

- 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和 7 年 2 月 10 日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第 10 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
- 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
- 資料 No.3-1 JIS C 8918(2023)「結晶系太陽電池モジュール」に関する全体評価書(案)
- 資料 No.3-2 JIS C 8918(2023)「結晶系太陽電池モジュール」
- 資料 No.4-1 JIS C 8939(2023)「薄膜太陽電池モジュール」に関する全体評価書(案)
- 資料 No.4-2 JIS C 8939(2023)「薄膜太陽電池モジュール」
- 資料 No.5-1 JIS C 61558-2-6(2024)「変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-6 部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」に関する全体評価書(案)
- 資料 No.5-2 JIS C 61558-2-6(2024)「変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-6 部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」

資料 No.6-1 JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」に関する全体評価書(案)

資料 No.6-2 JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」

資料 No.7 電気設備の技術基準の解釈の改正及び民間規格との関連付けに関する要請(経済産業省への要請文書)

資料 No.8 第126回日本電気技術規格委員会 議事要録(案)

参考資料 1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて(内規)の制定について

参考資料 2 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 3 第10回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書(審議後・抜粋)

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者10名(委任状を含む。)であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数7名(委員総数の3分の2以上)を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会(以下、「プロセス評価委員会」という。)の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 横山係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料No.1-2の競争法コンプライアンス規程第4条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 前回(第10回)委員会議事要録案の確認 (審議)

事前配布した資料No.1-3の第10回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、「5-6. 全体評価書(案)の審議について」を「5-5. 全体評価書(案)の審議について」に修正することを条件に、全員賛成により議事要録は承認された。

5-5. 全体評価書（案）の審議について

（審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 8 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、出席委員の全員賛成により承認された。全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

- JIS C 8918(2023)「結晶系太陽電池モジュール」に関する全体評価書
- JIS C 8939(2023)「薄膜太陽電池モジュール」に関する全体評価書
- JIS C 61558-2-6(2024)「変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性—第 2-6 部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」に関する全体評価書
- JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」に関する全体評価書

（質問 Q、回答 A、コメント C）

Q1：資料No.2、P18、今回の審議に直接関係しないが確認をしたい。改正案欄の電技解釈の文章は、規格のリスト化の定型文になっている。一方で、それに続く電技解釈の文章は JIS 規格を直接引用する記載となっている。現在は、同じ条文において、規格のリスト化の定型文と JIS 規格を直接引用する記載が混在しているが、今後規格のリスト化が行われれば、これらの表記が統一されると考えてよいのか。

A1：過渡期のため、リスト化の記載と規格を直接引用する記載が混在している。今後国へ規格のリスト化の要請書を提出し、電技解釈に取り入れられれば表記が統一される。

Q2：資料No.2、P20～P56、JIS C 3010 は、電技解釈の多くの条文に引用されており項目が多い。そのため、資料の作成時に既存のデータをコピーして作業する等によって、記載ミスが考えられる。項目が多いと、プロセス評価委員会のみでチェックを行うのは難しいと考える。JESC で承認されたためプロセス評価委員会の審議となったが、JESC で審議を行う前の状況について教えて欲しい。例えば、資料のダブルチェックを行う等、どういう体制で確認をしたのか。

A2：まずは、民間規格等作成機関である電気設備技術基準関連規格等調査委員会で審議しチェックを行った。その後、JESC へ審議依頼があった際に JESC 事務局でも確認しており、二重チェックを行った。

Q3：資料No.2、P24、P51、「JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案」には、適用欄がある。適用欄を見ると具体的な試験方法等が分かる。表の一番上を例にとると『「附属書 CF」に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。』となっている。ここに対応する電技解釈は、現行では「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき」とある。適用欄と電技解釈の対応関係を確認したいため、「附属書 CF」を見ることは可能か。

A3：JIS C 3010 の「附属書 CF」を画面に投影する。（その場で画面に投影した）

A3：この箇所は、電気設備技術基準は電気事業法の中にあると同様に、電気用品安全法の中に技術基準がある。そして、対象としている電線・ケーブルの基準がある。従来は、この基準を電技解釈で引用している。電気用品安全法の方では、従来日本の技術として決めてきた基準を JIS 規格として取りまとめ、電技解釈で JIS を取り入れるように変わってきている。その関係で今回リスト化の審議対象となった。JIS 規格の内容は日本電線工業会で検討しており、JIS 規格の中に電気用品安全法の基準を取り込むこととなった。そのため、試験方法等の細かい内容となっている。

Q4：資料No.2、P24、P51、附属書 CF が電技解釈の色々な箇所に引用されている。現行の電技解釈では、引用する箇所を電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の「別表第一附表第十四による試験」「別表第一附表第二十五による試験」などと具体的に規定している。改正案の文章を見ると、これらが 1 対 1 に対応していないように見える。プロセス評価委員会はプロセスを確認する場で、技術的な内容は審議対象外であるが、ユーザーとして使いやすいかという観点で見るとどうであるか確認したい。

A4：日本電線工業会での JIS 規格の検討には、電線ケーブルの製造者が参加している。今回の記載で設計や品質が大丈夫であると判断され、今回の審議に上がっている。

Q5：JIS C 3010 の「附属書 CF」は、何ページくらいあるのか。

A5：約 3 ページである。

Q6：資料No.2 他、P6、今までの委員会資料においても同様の記載であったが、改めて確認したい。確認結果欄において、「規程内容（品質・性能）は同等以上であるため～技術的問題はないと判断した。」との記載がある。「同等以上」とは、旧 JIS と新 JIS の内容が同じであっても表現方法が異なる等の場合と理解していた。一方、資料No.3-1 の P1、3. 委員会の主な意見及び対応 説明欄①では、『「同等以上」とは、いわゆる組織化して、この様な形で JESC の審議に出すという判断を以前から継続しているという理解で良いか。』と記載されているが、どういう意味か。

A6：資料No.3-1 の P1、3. 委員会の主な意見及び対応 説明欄①は、JESC において「同等以上とは、同等が含まれるかどうか」との質問があり、「ご認識の通りに同等が含まれる」と回答したのが記載内容の趣旨である。なお、説明欄①の文章は、質問者の発言をそのまま記載したものであるが、質問者の意図を汲み取ると、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会の審議する手順や回答等を組織化し、従前よりこの方法で JESC の審議に出しているとの理解で良いですね」との趣旨であると思われる。

C1：『「同等以上」とは～』の文章に主語が入っていないため、内容が分かりにくいのではないかと。

Q7：説明欄①は、前半の『確認結果欄に～』の文章と、後半の『「同等以上」とは～』の文章とで内容が異なっているということか。

A7：その通り。

Q8：説明欄①の文章と JESC で承認された議事要録は、同じ記載内容であるか。

A8：同じ内容である。

Q9：説明欄①の「いわゆる組織化して」とは、どういう意味であるのか。

A9：専門部会や火力原子力発電技術協会等は、定期的に JESC に審議依頼を行うが、電気設備技術基準関連規格等調査委員会は、常設ではなく、毎年経済産業省の委託事業により始める。質問者は、常設ではないことが分かっているため、確認されたと思う。なお、委託事業が行われない場合は、その年は検討を行わないことになる。毎年必ず行うものではない。

6. その他

事務局より、次年度のプロセス評価委員会の開催は、未定（夏頃の開催予定）であるとの説明があった。

なお、日程は別途調整の上決定することとした。

以 上